

実務経験証明書の記入例（区分G）

「実務経験証明書」は、証明者（受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等）が作成するもので、受験申込者が作成するものではありません。

【法附則第2条第2項第2号の「実務経験証明書」記入事例パターン】

※法施行日は平成29(2017)年9月15日

具 体 例		業務を行った期間
<p>例1. 単一の施設において業務を行った場合 (3ページの「例1」記入見本参照)</p> <p>2008/4/1 ~</p> <p>10年1か月 (A病院に勤務)</p>	<p>法施行日</p> <p>2018/4/30</p>	<p>10年1か月</p> <p>※「実務経験証明書」作成日を2018年4月30日とした場合の例</p>
<p>実務経験証明書に係る提出書類</p> <p>【例1は、施行規則第5条第5号の施設で実務を経験した例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の代表者による実務経験証明書 ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付 		
<p>例2. 異なる複数の施設において一時期並行して業務を行った場合 (4ページの「例2」記入見本参照)</p> <p>2014/4/1 ~ 2018/4/30 4年1か月 (B中学校にSCとして勤務)</p> <p>2012/4/1 ~ 2015/3/31 3年 (C病院に勤務)</p> <p>2年 + 1年※ 重複してカウントしない</p>	<p>2018/4/30</p>	<p>通算6年1か月</p> <p>※2つの施設からの実務経験証明書の実務経験期間を合計すれば8年1か月になるが、期間を重複して2つの施設に勤務した場合、重複期間は2年と数えず、1年と数える(3つ以上の場合も同様)。</p> <p>※学校にスクールカウンセラーとして勤務する場合、学校の夏休み等長期間勤務をしない期間があるが、その他の月においては、週1日以上勤務をしているということであれば、「常態として週1日以上」と考えて差し支えない。</p> <p>※「実務経験証明書」作成日を2018年4月30日とした場合の例</p>
<p>実務経験証明書に係る提出書類</p> <p>【例2は、施行規則第5条第1号の施設と第5号の施設で、一部期間を重複しながら実務を経験した例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の代表者による実務経験証明書 ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付 		
<p>例3. 週1日未満の勤務を複数施設で行い「常態として週1日の勤務」となる場合 (5ページの「例3」記入見本参照)</p> <p>2010/4/1 ~ 2018/4/30 8年1か月 (D病院に隔週1日勤務)</p> <p>2012/4/1 ~ 2018/4/30 6年1か月 (E保育所に隔週1日勤務)</p>	<p>2018/4/30</p>	<p>通算6年1か月</p> <p>※2つの施設からの実務経験証明書の実務経験期間を合計すれば14年2か月になるが、「常態として週1日以上」の勤務となるのは、いずれも隔週1日勤務のD病院とE保育所を同じ期間に勤務していた6年1か月となる。</p> <p>※「実務経験証明書」作成日を2018年4月30日とした場合の例</p>
<p>実務経験証明書に係る提出書類</p> <p>【例3は、施行規則第5条第5号の施設と第25号の施設で、一部期間を重複して、いずれも隔週1日(2施設あわせて週1日)の勤務により実務を経験した例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の代表者による実務経験証明書 ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付 		

<p>例4. 法施行時点（2017(平成29)年9月15日）で業務の休止期間が5年未満である場合 （6ページの「例4」記入見本参照）</p> <p>2006/5/1～ 6年8か月（D市教育委員会に勤務）</p> <p>2012/12/31 4年9か月休止</p> <p>※休止中の場合、法施行日時点で5年を経過していないこと。</p>	法 施 行 日	<p>6年8か月 法施行日時点休止中</p> <p>※休止期間が5年を超える場合は、法附則第2条第2項に該当しない。</p>
<p>実務経験証明書に係る提出書類</p> <p>【例4は、施行規則第5条第26号の施設のうち、国又は地方公共団体が心理支援を行っている施設（この例の場合、教育委員会教育相談室）で実務を経験した例】</p> <p>○ 施設の代表者による実務経験証明書 ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付</p>		
<p>例5. 私設相談室（法人組織）勤務の場合 （7ページの「例5」記入見本参照）</p> <p>2013/4/1 5年1か月（法人組織の私設相談室に勤務）</p> <p>2018/4/30</p>		<p>5年1か月</p> <p>※「実務経験証明書」作成日を2018年4月30日とした場合の例</p>
<p>実務経験証明書に係る提出書類</p> <p>【例5は、施行規則第5条第26号に該当する可能性のある施設（公益財団法人等法人組織）で実務を経験した例】</p> <p>○ 当該施設が公認心理師法第2条第1号から第3号に掲げる行為を業として行っていることが明記された書類（「税務署への開業届」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等で、当該施設が上記業務を行っていると明確に判断できる箇所の写し）</p> <p>○ 当該施設の代表者による実務経験証明書 ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付</p>		
<p>例6. 個人で私設相談室を開業し、心理に関する業務を行っている場合 （8ページの「例6」記入見本参照） ※相談室を設けず、個別に業務を行っている場合も同様</p> <p>2012/8/1～ 5年9か月（個人で心理相談を実施）</p> <p>2018/4/30</p>		<p>5年9か月</p> <p>※「実務経験証明書」作成日を2018年4月30日とした場合の例</p>
<p>実務経験証明書に係る提出書類</p> <p>【例6は、施行規則第5条第26号に該当する可能性のある施設（個人）で実務を経験した例】</p> <p>○ 受験者本人が開業した施設が法第2条第1号から第3号に掲げる行為を業として行っていることが、明記された書類（「税務署への開業届」等で、当該施設（あるいは受験申込者）が上記業務を行っていると明確に判断できる箇所の写し）</p> <p>○ 当該施設の代表者による実務経験証明書 ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付</p>		

【実務経験証明書の記入について】

〈受験を申し込む方へ〉

- (1) 1つの施設では実務経験期間が不足する方でも、異なる複数の施設での実務経験期間を合算することで受験資格を満たせば受験申込みができます。
- (2) 証明書の作成者に、必ずこの「受験の手引」より実務経験証明書の作成に必要な部分（受験資格、分野施設コード及びこの証明書の記入例等）を示してください。
- (3) 受験申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）を必ず提出してください（※外国籍の方は住民票）。
- (4) 実務経験証明書には、平成24（2012）年9月16日から平成29（2017）年9月15日までの間の実務経験期間を証明する実務経験証明書が必要です。

〈施設の方（証明書を作成する方）へ〉

- (1) 別添の分野施設コード一覧を参照し、間違いがないように作成してください。証明書の内容に不備がある場合は、受験申込みを受け付けできません。
- (2) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液で訂正したものは、証明書として無効です。
- (3) 職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、写しを保存してください。
- (4) 不実・錯誤した内容を記載した場合、試験を無効とします。

「例1（単一の施設において業務を行った場合）」の記入見本

【受験申込区分】

区分G

複数枚数を必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。

第1回公認心理師試験 実務経験証明書

【公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書】

一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿

法人等の名称	医療法人◇◇会 A病院		
所在地	〒××××-×××× 東京都○○区××町×-×-×		
連絡先	☎ 03-××××-××××	氏名	代表者印
代表者	病院長	◇◇ ◇◇	
証明書作成者	事務長	△△ △△	(認)

証明書作成日（西暦） 2018年4月30日

※以下のいずれかにチェックをいれてください。

週1日以上勤務の場合
次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間・常態として週1日以上業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。
※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことにご留意願います。

週1日未満の勤務の場合
次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間・常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。
※訂正部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。（「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ）

注1 心理に関する支援を要する者の心理状態を調査し、その結果を分析すること。
注2 心理に関する支援を要する者の心理に関する助言、指導その他の援助を行うこと。
注3 心理に関する支援を要する者の関係者に對し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

フリガナ	シンリ	ハナコ	生年月日
氏名	(姓) 心理	(名) 花子	(西暦) 19××年××月××日
勤務先名(部署名)	A病院 (部署名: ○○○科)		
分野施設コード	1 0 1 【分野施設コード一覧】は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載していますので、ご参照願います。		
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間(西暦)	2 0 0 8	年 0 4	月 0 1 日から 10年
	2 0 1 8	年 0 4	月 3 0 日まで 1か月

※現在業務を継続中の場合、終期は本証明書作成日記入願います。
受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。

【注意事項】

- 1 「分野施設コード」の「101」～「503」（法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設）及び「901」（国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設）に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみの提出で可。
ただし、受験申込書の本人記入欄には、受験申込書に記載の氏名（戸籍【日本国籍を有していない方については住民票】に記載されている文字）を記載願います。
- 2 「分野施設コード」が「902」の施設（私設の心理相談室等）については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていたことが明記されている書類（入居者への案内届、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等）において、当該施設が上記業務を行っていたと明確に判断できる箇所（の写し）を添付願います。
- 3 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間」欄の右側の「期間●年●か月」は日安につき、日には切り捨てて記入願います。
なお実際の業務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。
- 4 下の「署名欄」(本人記入欄)には、受験申込書に記載の氏名（戸籍【日本国籍を有していない方については住民票】に記載されている文字）を記載願います。結婚等により署名欄(受験申込書)の氏名と証明書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書、外国籍の方は、住民票）を添付願います。
- 5 本証明書の記入にあたって、必ずボールペン又は万年筆を使用願います（消せるボールペンは使用不可）。
- 6 本証明書は、(本人記入欄)以外に証明者(受験申込者)が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等)が記入願います。
- 7 本証明書による実務経験が「週1日以上」を満たさない場合、本証明書のみでは受験資格と認められません。
- 8 本証明書で証明された期間と同じ期間に勤務実態があると証明された他の「実務経験証明書」と合算し、常態として「週1日以上」の勤務実態があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の(本人記入)欄下段の「実務期間(●枚目～●枚目)」に、必ず記入願います。

〈受験申込者本人記入欄〉

<p>受験申込者(本人) 署名欄</p> <p>この証明書に相違あり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">心理 花子</p> <p style="text-align: right;">(認)</p>	<p>1 枚目</p> <p>全 1 枚</p> <p>実務期間明定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。</p>
---	---

が記入・押印箇所となります。

証明権限を有する代表者の職印を使用してください。

実際に当該証明書を作成した方が記名・押印してください。

忘れずに記入してください。

必ずどちらかにチェックしてください。

結婚等で署名欄(受験申込者)の氏名と証明書の氏名が異なる場合、受験申込者は、戸籍抄本(戸籍の個人事項証明書、外国籍の方は住民票)を必ず添付してください。

受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設を記入してください。

別添の「分野施設コード一覧」参照し、分野施設コード(3ケタ)を記入してください。

法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間を記入してください。

必ず受験申込者本人が記入・押印してください。

「例2（異なる複数の施設において一時期並行して業務を行った場合）」の記入見本①・②

※実務経験証明書を複数枚提出する事例
記入見本①

【受験申込区分】
区分G
複数枚数を必要場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして発行してください。

第1回公認心理師試験 実務経験証明書
（公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書）

一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿

法人等の名称	〇〇市立B中学校		代表者印
所在地	〒1×1×1×1-1×1×1×1×1 東京都〇〇市〇〇町×-×-×		
連絡先	☎ ×××-××××-××××		
代表者	校長	〇〇 〇〇	
証明作成者	事務主事	△△ △△	

証明書作成日（西暦） 2018年4月30日

※以下のいずれかにチェックをいれてください。

次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省・厚生労働省で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間、常態として週1日以上常として行った者」として、実務経験を有することを証明します。
※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められることにご留意ください。

次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省・厚生労働省で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間、常態として【週1日以上勤務を1か月に【A】週】常として行った者」として、実務経験を有することを証明します。

※下表部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。（「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ）

心理に関する支援を要する者の心理状態を把握し、その結果を分析すること。	
心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。	
心理に関する支援を要する者の勤務に對し、その期間に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。	

フリガナ	心理 花子	生年月日	19××年××月××日
氏名	心理 花子	性別	女
勤務先名（部署名）	〇〇市立B中学校（部署名：）		
分野施設コード	3 0 1	「分野施設コード一覧」は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載しています。	
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を常として行った期間(西暦)	2 0 1 4 年 0 4 月 0 1 日から	2 0 1 8 年 0 4 月 3 0 日まで	4 年 0 月 0 日
※現在勤務を継続中の場合、終期は本証明書の提出日と記入願います。	受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。		

【注意事項】

- 「分野施設コード」の「101」～「503」（「法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設」及び「501」（国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設）に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみで提出可。
ただし、受験申込書に本人職歴の氏名で記入された場合は、氏名で記入することとなるため提出願います。
- 「分野施設コード」が「902」の施設（公認心理師法）については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていることが確認されている期間（「職歴への掲載状況」）、「公認心理師法」等において、当該施設が「実務経験として認められる期間（注1）」を証明願います。
- 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を常として行った期間」欄の右欄の「期間●●●●」は日数につき、日にも切り替えて記入願います。
※実務経験期間（注1）の判定においては、期間から終期までの日数の合計から業務期間を差し引いた日数を125日（1年365日×5割）で除した数値で判断します。
- 「常態」（本人記入欄）は、受験申込書の提出日（注1）を以て常態期間として算出され、当該期間中に勤務していたことが確認されています。職務により署名欄（受験申込書）の氏名と証明書の氏名が異なる場合は、印影抄本（印影の個人事務用証明書、外国籍の方は、住民票）を添付願います。
- 本証明書の提出は、必ずしも「常態として」である必要はありません。（併せて本人記入欄に「非常態」として記入願います。）
- 本証明書は、本人記入欄以外に証明者（受験申込者）が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を常として行った施設の代表者等が記入願います。
本証明で証明された期間と併行して勤務実態があると認められた別の「実務経験証明書」と併記し、常態として「週1日以上」の勤務実態があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の（本人記入）欄下記の空欄部分（●後日●後日）に、必ず記入願います。

（受験申込者本人記入欄）

受験申込書（本人）欄
この証明書に指図があり受験資格を取り消された場合は、異音のないことを誓約します。

心理 花子

本人記入欄
1 枚目 / 全 2 枚
実務期間判定上、1 枚目～2 枚目を合算して判定願います。

異なる複数の施設で一時期並行して業務を行った場合、それぞれの施設における「実務経験証明書」（この例の場合2枚）を提出してください。

記入見本②

【受験申込区分】
区分G
複数枚数を必要場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして発行してください。

第1回公認心理師試験 実務経験証明書
（公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書）

一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿

法人等の名称	医療法人〇〇会C病院		代表者印
所在地	〒1×1×1×1-1×1×1×1×1 東京都〇〇区〇〇町×-×-×		
連絡先	☎ 03-××××-××××		
代表者	病院長	■ ■ ■ ■	
証明作成者	事務長	〇〇 〇〇	

証明書作成日（西暦） 2018年5月18日

※以下のいずれかにチェックをいれてください。

次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省・厚生労働省で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間、常態として週1日以上常として行った者」として、実務経験を有することを証明します。
※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められることにご留意ください。

次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省・厚生労働省で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間、常態として【週1日以上勤務を1か月に【A】週】常として行った者」として、実務経験を有することを証明します。

※下表部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。（「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ）

心理に関する支援を要する者の心理状態を把握し、その結果を分析すること。	
心理に関する支援を要する者に對し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。	
心理に関する支援を要する者の勤務に對し、その期間に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。	

フリガナ	心理 花子	生年月日	19××年××月××日
氏名	心理 花子	性別	女
勤務先名（部署名）	医療法人〇〇会C病院（部署名：）		
分野施設コード	1 0 1	「分野施設コード一覧」は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載しています。	
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を常として行った期間(西暦)	2 0 1 2 年 0 4 月 0 1 日から	2 0 1 5 年 0 3 月 3 1 日まで	3 年 0 月 0 日
※現在勤務を継続中の場合、終期は本証明書の提出日と記入願います。	受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。		

【注意事項】

- 「分野施設コード」の「101」～「503」（「法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設」及び「501」（国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設）に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみで提出可。
ただし、受験申込書に本人職歴の氏名で記入された場合は、氏名で記入することとなるため提出願います。
- 「分野施設コード」が「902」の施設（公認心理師法）については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていることが確認されている期間（「職歴への掲載状況」）、「公認心理師法」等において、当該施設が「実務経験として認められる期間（注1）」を証明願います。
- 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を常として行った期間」欄の右欄の「期間●●●●」は日数につき、日にも切り替えて記入願います。
※実務経験期間（注1）の判定においては、期間から終期までの日数の合計から業務期間を差し引いた日数を125日（1年365日×5割）で除した数値で判断します。
- 「常態」（本人記入欄）は、受験申込書の提出日（注1）を以て常態期間として算出され、当該期間中に勤務していたことが確認されています。職務により署名欄（受験申込書）の氏名と証明書の氏名が異なる場合は、印影抄本（印影の個人事務用証明書、外国籍の方は、住民票）を添付願います。
- 本証明書の提出は、必ずしも「常態として」である必要はありません。（併せて本人記入欄に「非常態」として記入願います。）
- 本証明書は、本人記入欄以外に証明者（受験申込者）が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を常として行った施設の代表者等が記入願います。
本証明で証明された期間と併行して勤務実態があると認められた別の「実務経験証明書」と併記し、常態として「週1日以上」の勤務実態があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の（本人記入）欄下記の空欄部分（●後日●後日）に、必ず記入願います。

（受験申込者本人記入欄）

受験申込書（本人）欄
この証明書に指図があり受験資格を取り消された場合は、異音のないことを誓約します。

心理 花子

本人記入欄
2 枚目 / 全 2 枚
実務期間判定上、1 枚目～2 枚目を合算して判定願います。

「例3（週1日未満の勤務を複数施設で行い「常態として週1日の勤務」となる場合）」の記入見本①・②

※実務経験証明書を複数枚提出する事例

記入見本①

【受験申込区分】 区分G	
複数枚数を必要場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。	
第1回公認心理師試験 実務経験証明書 <small>（公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に基く証明書）</small>	
一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿	
法人等の名称	医療法人〇〇会 D病院
所在地	〒1XXXX-XXXX 東京都△△区□□町×-×-×
連絡先	☎ 03-XXXX-XXXX
代表者	病院長 ○○ ○○
証明書作成者	事務長 ◆◆ ◆◆
証明書作成日（西暦）	2018年4月30日
※以下のいずれかにチェックを入れてください。	
<input type="checkbox"/> 次者が、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1-3）を、下記の期間、常態として週1日以上と業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※期間「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことにご留意願います。	
<input checked="" type="checkbox"/> 次者が、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1-3）を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週と業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※下部部分【A】に該当する数値を枠内に記入願います。（「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ）	
注1 心療に関する支援を要する者の心理状態を聴取し、その結果を分析すること。 注2 心療に関する支援を要する者の福祉に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注3 心療に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。	
フリガナ	シノリ ハナコ
氏名	心理 花子
生年月日	19XX年XX月XX日
勤務先名（部署名）	医療法人〇〇会 D病院（部署名：）
分野施設コード	1 0 1
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間（西暦）	2 0 1 0 年 0 4 月 0 1 日から 8 年 2 0 1 8 年 0 4 月 3 0 日まで 1 か月
※現在勤務を継続中の場合、期間は本証明書の作成日を入願願います。	受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。
【注意事項】	
1 「分野施設コード」の「101」～「503」（施行期満第5条第1号から第25号までに掲げる施設）及び「501」（国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設）に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみが有効です。 ただし、受験申込者が施設長の代表者である場合は、代表者であることがわかる書面を添付願います。 2 「分野施設コード」が「502」の施設（公益の心理相談等）については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていることと表明されている書類（「業務への関係性」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等）において、当該施設が上記業務を行っていること明確に判断できる書類の写し）を添付願います。 3 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間「期間」欄の右側の「期間」欄は月日表記につき、日には切り捨てて記入願います。 4 下の「署名欄」（本人記入欄）には、受験申込者に記載の氏名（行籍）日本国籍を有していない方については在留票に記載されている文字）を記載願います。記載等により署名欄（受験申込者の氏名）と実務経験者氏名が異なる場合は、印影等（行籍）日本国籍を有していない方については在留票に記載されている文字）を記載願います。記載等により本証明書の記入が不適切で、必ずしも本人又は本人等署名を認め願います（併せて本人等署名は捺印不可）。 5 本証明書の記入は、本人記入欄、分野施設コード、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等）を記載願います。 6 本証明による実務経験が「週1日以上」を満たさない場合、本証明書のみでは受験資格と認められません。 7 本証明で証明された期間と同一期間に勤務実態があることと認められた「実務経験証明書」とを併用し、常態として「週1日以上」の勤務実態があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の（本人記入）欄下段の空白部分（●●日～●●日）に、必ず記入願います。	
（受験申込者本人記入欄）	
受験申込者（本人）署名欄 この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合は、異存のないことを誓約します。	本人記入 1 枚目 / 全 2 枚 実務経験期間上、1 枚目～2 枚目を合算して記入願います。
心理 花子	（印）

週1日未満の勤務を同じ時期に複数の施設で行い、あわせて「常態として週1日の勤務」となる場合、それぞれの施設における「実務経験証明書」（この例の場合2枚）を提出してください。

記入見本②

【受験申込区分】 区分G	
複数枚数を必要場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。	
第1回公認心理師試験 実務経験証明書 <small>（公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に基く証明書）</small>	
一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿	
法人等の名称	〇〇保育園
所在地	〒1XXXX-XXXX 東京都△△区◆◆町〇-〇-〇
連絡先	☎ 03-XXXX-XXXX
代表者	園長 ○○ ○○
証明書作成者	事務係 □□ □□
証明書作成日（西暦）	2018年4月30日
※以下のいずれかにチェックを入れてください。	
<input type="checkbox"/> 次者が、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1-3）を、下記の期間、常態として週1日以上と業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※期間「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことにご留意願います。	
<input checked="" type="checkbox"/> 次者が、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1-3）を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週と業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※下部部分【A】に該当する数値を枠内に記入願います。（「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ）	
注1 心療に関する支援を要する者の心理状態を聴取し、その結果を分析すること。 注2 心療に関する支援を要する者の福祉に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注3 心療に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。	
フリガナ	シノリ ハナコ
氏名	心理 花子
生年月日	19XX年XX月XX日
勤務先名（部署名）	〇〇保育園（部署名：）
分野施設コード	2 0 3
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間（西暦）	2 0 1 2 年 0 4 月 0 1 日から 6 年 2 0 1 8 年 0 4 月 3 0 日まで 1 か月
※現在勤務を継続中の場合、期間は本証明書の作成日を入願願います。	受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。
【注意事項】	
1 「分野施設コード」の「101」～「503」（施行期満第5条第1号から第25号までに掲げる施設）及び「501」（国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設）に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみが有効です。 ただし、受験申込者が施設長の代表者である場合は、代表者であることがわかる書面を添付願います。 2 「分野施設コード」が「502」の施設（公益の心理相談等）については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていることと表明されている書類（「業務への関係性」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等）において、当該施設が上記業務を行っていること明確に判断できる書類の写し）を添付願います。 3 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間「期間」欄の右側の「期間」欄は月日表記につき、日には切り捨てて記入願います。 4 下の「署名欄」（本人記入欄）には、受験申込者に記載の氏名（行籍）日本国籍を有していない方については在留票に記載されている文字）を記載願います。記載等により署名欄（受験申込者の氏名）と実務経験者氏名が異なる場合は、印影等（行籍）日本国籍を有していない方については在留票に記載されている文字）を記載願います。記載等により本証明書の記入が不適切で、必ずしも本人又は本人等署名を認め願います（併せて本人等署名は捺印不可）。 5 本証明書の記入は、本人記入欄、分野施設コード、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等）を記載願います。 6 本証明による実務経験が「週1日以上」を満たさない場合、本証明書のみでは受験資格と認められません。 7 本証明で証明された期間と同一期間に勤務実態があることと認められた「実務経験証明書」とを併用し、常態として「週1日以上」の勤務実態があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の（本人記入）欄下段の空白部分（●●日～●●日）に、必ず記入願います。	
（受験申込者本人記入欄）	
受験申込者（本人）署名欄 この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合は、異存のないことを誓約します。	本人記入 2 枚目 / 全 2 枚 実務経験期間上、1 枚目～2 枚目を合算して記入願います。
心理 花子	（印）

「例4 (法施行時点(2017(平成29)年9月15日)で業務の休止期間が5年未満である場合)」の記入見本

<p>(事務使用欄)</p>	<p style="text-align: right;">【受験申込区分】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分G</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">複数枚数を必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。</td> </tr> </table>	区分G	複数枚数を必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。																		
区分G																					
複数枚数を必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。																					
<p>第1回公認心理師試験 実務経験証明書 <small>〔公認心理師法(以下「法」という。〕附則第2条第2項第2号に係る証明書〕</small></p> <p>一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿</p>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">法人等の名称</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">D市教育委員会</td> <td rowspan="5" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: 80px; margin: auto;">代表者印</div> </td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">〒×××××-××××× 東京都■■市△△町×-×-×</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">☎ ××× - ××× - ××××</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;">□◇ □◇</td> </tr> <tr> <td>証明書作成者</td> <td style="text-align: center;">庶務グループ長</td> <td style="text-align: center;">▽▽ ▽▽</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: center;">認印</td> </tr> </table>		法人等の名称	D市教育委員会		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: 80px; margin: auto;">代表者印</div>	所在地	〒×××××-××××× 東京都■■市△△町×-×-×		連絡先	☎ ××× - ××× - ××××		代表者	教育長	□◇ □◇	証明書作成者	庶務グループ長	▽▽ ▽▽				認印
法人等の名称	D市教育委員会		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: 80px; margin: auto;">代表者印</div>																		
所在地	〒×××××-××××× 東京都■■市△△町×-×-×																				
連絡先	☎ ××× - ××× - ××××																				
代表者	教育長	□◇ □◇																			
証明書作成者	庶務グループ長	▽▽ ▽▽																			
			認印																		
		証明書作成日(西暦) 2018年5月10日																			
<p>※以下のいずれかにチェックをいれてください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="width: 15%;">通1日以上勤務の場合</td> <td>次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1~3)を、下記の期間、常態として週1日以上業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことにご留意願います。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>週1日未満の勤務の場合</td> <td>次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1~3)を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※下線部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。(「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ)</td> </tr> </table>				<input checked="" type="checkbox"/>	通1日以上勤務の場合	次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1~3)を、下記の期間、常態として週1日以上業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことにご留意願います。	<input type="checkbox"/>	週1日未満の勤務の場合	次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1~3)を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※下線部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。(「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ)												
<input checked="" type="checkbox"/>	通1日以上勤務の場合	次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1~3)を、下記の期間、常態として週1日以上業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことにご留意願います。																			
<input type="checkbox"/>	週1日未満の勤務の場合	次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1~3)を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※下線部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。(「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ)																			
<p>注1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。 注2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。</p>																					
フリガナ		シンリ	ハナコ	生年月日																	
氏名		(姓) 心理	(名) 花子	(西暦) 19××年××月××日																	
勤務先名(部署名)		D市教育委員会 (部署名: 教育相談グループ)																			
分野施設コード		9	0	1	「分野施設コード一覧」は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載していますので、ご参照願います。																
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間(西暦)		2	0	0	6	年	0	5	月	0	1	日から	6	年							
※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入願います。		2	0	1	2	年	1	2	月	3	1	日まで	8	か月							
		受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。																			
<p>[注意事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 「分野施設コード」の「101」～「503」(法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設)及び「901」(国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設)に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみの提出で可。ただし、受験申込者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることがわかる書類を添付願います。 「分野施設コード」が「902」の施設(私設の心理相談室等)については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていたことが明記されている書類(「税務署への開業届」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等)において、当該施設が上記業務を行っていたと明確に判断できる箇所の写し)を添付願います。 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間」欄の右側の「期間●年●か月」は目安につき、日には切り捨てて記入願います。なお実際の実務経験期間(5年)の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日(1年365日×5年)で除した数値で判断します。 下の「署名欄」(本人記入欄)には、受験申込書に記載の氏名(戸籍[日本語を看していない方については住民票]に記載されている文字)を記載願います。結婚等により署名欄(受験申込書)の氏名と証明書等の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は、住民票)を添付願います。 本証明書の記入にあたって、必ずボールペン又は万年筆を使用願います(消せるボールペンは使用不可)。 本証明書は、(本人記入欄)以外に証明者(受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等)が記入願います。 本証明書による実務経験が「週1日以上」を満たさない場合、本証明書のみでは受験資格と認められません。 本証明書で証明された期間と同じ期間に勤務実績があると証明された他の「実務経験証明書」と合算し、常態として「週1日以上」の勤務実績があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の(本人記入)欄下段の下線の空白部分(●枚目～●枚目)に、必ず記入願います。 																					
(受験申込者本人記入欄)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>受験申込者(本人) 誓約欄</p> <p style="font-size: small;">この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center; font-size: large;">心理 花子</p> </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: 20px; margin: auto;">心理</div> </td> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">(本人記入)</td> <td style="width: 95%;"> <p style="text-align: center;">1 枚目</p> <hr style="width: 80%; margin: auto;"/> <p style="text-align: right;">全 1 枚</p> <p style="font-size: small;">実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。</p> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>															<p>受験申込者(本人) 誓約欄</p> <p style="font-size: small;">この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center; font-size: large;">心理 花子</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: 20px; margin: auto;">心理</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">(本人記入)</td> <td style="width: 95%;"> <p style="text-align: center;">1 枚目</p> <hr style="width: 80%; margin: auto;"/> <p style="text-align: right;">全 1 枚</p> <p style="font-size: small;">実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。</p> </td> </tr> </table>	(本人記入)	<p style="text-align: center;">1 枚目</p> <hr style="width: 80%; margin: auto;"/> <p style="text-align: right;">全 1 枚</p> <p style="font-size: small;">実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。</p>		
<p>受験申込者(本人) 誓約欄</p> <p style="font-size: small;">この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center; font-size: large;">心理 花子</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: 20px; margin: auto;">心理</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">(本人記入)</td> <td style="width: 95%;"> <p style="text-align: center;">1 枚目</p> <hr style="width: 80%; margin: auto;"/> <p style="text-align: right;">全 1 枚</p> <p style="font-size: small;">実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。</p> </td> </tr> </table>	(本人記入)	<p style="text-align: center;">1 枚目</p> <hr style="width: 80%; margin: auto;"/> <p style="text-align: right;">全 1 枚</p> <p style="font-size: small;">実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。</p>																	
(本人記入)	<p style="text-align: center;">1 枚目</p> <hr style="width: 80%; margin: auto;"/> <p style="text-align: right;">全 1 枚</p> <p style="font-size: small;">実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。</p>																				

「例5（私設相談室（法人組織）勤務の場合）」の記入見本

(事務使用欄)																																						
<p>第1回公認心理師試験 実務経験証明書 <small>【公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書】</small></p>																																						
<p>一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿</p>																																						
<p>法人等の名称</p>	<p>公益財団法人 日本××××会</p>																																					
<p>所在地</p>	<p>〒××××-×××× 東京都〇〇区〇〇町×-×-×</p>																																					
<p>連絡先</p>	<p>☎ 03-××××-××××</p>																																					
<p>代表者</p>	<p>理事長 ●●●●</p>																																					
<p>証明書作成者</p>	<p>総務部長 ▲▲▲▲</p>																																					
<p>証明書作成日（西暦） 2018年4月30日</p>																																						
<p>※以下のいずれかにチェックをいれてください。</p>																																						
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>次の方は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間、常態として週1日以上業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。</p> <p>※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことにご留意願います。</p>																																					
<input type="checkbox"/>	<p>次の方は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。</p> <p>※下線部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。（「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ）</p>																																					
<p>A 週</p>																																						
<p>注1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。 注2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。</p>																																						
フリガナ	<p>シンリ ハナコ</p>	生年月日																																				
氏名	<p>(姓) 心理 (名) 花子</p>	<p>(西暦) 19××年××月××日</p>																																				
勤務先名（部署名）	<p>公益財団法人 日本××××会 (部署名: 支援相談室)</p>																																					
分野施設コード	<p>9 0 2 「分野施設コード一覧」は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載していますので、ご参照願います。</p>																																					
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間(西暦)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">2</td><td style="width: 5%;">0</td><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 5%;">3</td><td style="width: 5%;">年</td><td style="width: 5%;">0</td><td style="width: 5%;">4</td><td style="width: 5%;">月</td><td style="width: 5%;">0</td><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 5%;">日から</td><td style="width: 5%;">期間</td> </tr> <tr> <td colspan="11"></td> <td style="text-align: center;">5年</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">2</td><td style="width: 5%;">0</td><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">年</td><td style="width: 5%;">0</td><td style="width: 5%;">4</td><td style="width: 5%;">月</td><td style="width: 5%;">3</td><td style="width: 5%;">0</td><td style="width: 5%;">日まで</td><td style="width: 5%;">1か月</td> </tr> </table>		2	0	1	3	年	0	4	月	0	1	日から	期間												5年	2	0	1	8	年	0	4	月	3	0	日まで	1か月
2	0	1	3	年	0	4	月	0	1	日から	期間																											
											5年																											
2	0	1	8	年	0	4	月	3	0	日まで	1か月																											
<p>※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入願います。</p>		<p>受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。</p>																																				
<p>[注意事項]</p> <p>1 「分野施設コード」の「101」～「503」（法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設）及び「901」（国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設）に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみの提出で可。 2 「分野施設コード」が「902」の施設（私設の心理相談室等）については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていたことが明記されている書類（「税務署への開業届」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等）において、当該施設が上記業務を行っていたと明確に判断できる箇所の写し）を添付願います。 3 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間」欄の右側の「期間●年●か月」は目安につき、日には切り捨てて記入願います。 なお実際の実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。 4 下の「署名欄」（本人記入欄）には、受験申込書に記載の氏名（戸籍【日本語を看していない方については住民票】に記載されている文字）を記載願います。結婚等により署名欄（受験申込書）の氏名と証明書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は、住民票）を添付願います。 5 本証明書の記入にあたって、必ずボールペン又は万年筆を使用願います（消せるボールペンは使用不可）。 6 本証明書は、（本人記入欄）以外は証明者（受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等）が記入願います。 7 本証明書による実務経験が「週1日以上」を満たさない場合、本証明書のみでは受験資格と認められません。 8 本証明書で証明された期間と同じ期間に勤務実績があると証明された他の「実務経験証明書」と合算し、常態として「週1日以上」の勤務実績があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の（本人記入）欄下段の下線の空白部分（●枚目～●枚目）に、必ず記入願います。</p>																																						
<p>〈受験申込者本人記入欄〉</p>																																						
<p>受験申込者（本人） 誓約欄 この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center; font-size: 24px;">心理 花子</p>	<p>(心理)</p>	<p>1 枚目</p> <p style="text-align: right;">全 1 枚</p> <p>実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。</p>																																				

「例6（個人で私設相談室を開業し、心理に関する業務を行っている場合）」の記入見本

(事務使用欄)																									
<p>第1回公認心理師試験 実務経験証明書 <small>〔公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書〕</small></p>																									
<p>一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿</p>																									
<p>法人等の名称</p> <p>所在地</p> <p>連絡先</p> <p>代表者</p> <p>証明書作成者</p>	<p style="text-align: center;">心理 花子 心理相談室</p> <p style="text-align: center;">〒 ××××-××××</p> <p style="text-align: center;">東京都○○区××町○-○-○</p> <p style="text-align: center;">☎ 03-××××-××××</p> <p style="text-align: center;">心理相談室長 心理 花子</p> <p style="text-align: center;">心理相談室長 心理 花子</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">代表者印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 30px;">認印</div>																								
<p>証明書作成日（西暦） 2018年4月30日</p>																									
<p>※以下のいずれかにチェックをいれてください。</p>																									
<input checked="" type="checkbox"/> 週1日以上勤務の場合	<p>次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間、常態として週1日以上業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。</p> <p>※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことにご留意願います。</p>																								
<input type="checkbox"/> 週1日未満の勤務の場合	<p>次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。</p> <p style="text-align: right;">※下線部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。（「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ）</p>																								
<p>注1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。 注2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。</p>																									
<p>フリガナ</p> <p>氏名</p> <p>勤務先名（部署名）</p> <p>分野施設コード</p>	<p style="text-align: center;">シンリ ハナコ</p> <p style="text-align: center;">(姓) 心理 (名) 花子</p> <p style="text-align: right;">生年月日 19××年××月××日</p> <p style="text-align: center;">心理花子 心理相談室</p> <p style="text-align: center;">9 0 2</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>年</td><td>0</td><td>8</td><td>月</td><td>0</td><td>1</td><td>日から</td><td>期間</td> </tr> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>8</td><td>年</td><td>0</td><td>4</td><td>月</td><td>3</td><td>0</td><td>日まで</td><td>9か月</td> </tr> </table>	2	0	1	2	年	0	8	月	0	1	日から	期間	2	0	1	8	年	0	4	月	3	0	日まで	9か月
2	0	1	2	年	0	8	月	0	1	日から	期間														
2	0	1	8	年	0	4	月	3	0	日まで	9か月														
<p>※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入願います。</p> <p style="text-align: center;">受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。</p>																									
<p>[注意事項]</p> <p>1 「分野施設コード」の「101」～「503」（法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設）及び「901」（国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設）に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみの提出で可。ただし、受験申込者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることがわかる書類を添付願います。</p> <p>2 「分野施設コード」が「902」の施設（私設の心理相談室等）については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていたことが明記されている書類（「税務署への開業届」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等）において、当該施設が上記業務を行っていたと明確に判断できる箇所の写し）を添付願います。</p> <p>3 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間」欄の右側の「期間●年●か月」は目安につき、日には切り捨てて記入願います。なお実際の実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。</p> <p>4 下の「署名欄」（本人記入欄）には、受験申込者に記載の氏名（戸籍〔日本語を有していない方については住民票〕に記載されている文字）を記載願います。結婚等により署名欄（受験申込者）の氏名と証明書等の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は、住民票）を添付願います。</p> <p>5 本証明書の記入にあたって、必ずボールペン又は万年筆を使用願います（消せるボールペンは使用不可）。</p> <p>6 本証明書は、（本人記入欄）以外に証明者（受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等）が記入願います。</p> <p>7 本証明書による実務経験が「週1日以上」を満たさない場合、本証明書のみでは受験資格と認められません。</p> <p>8 本証明書で証明された期間と同じ期間に勤務実績があると証明された他の「実務経験証明書」と合算し、常態として「週1日以上」の勤務実績があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の（本人記入）欄下段の下線の空白部分（●枚目～●枚目）に、必ず記入願います。</p>																									
<p>〈受験申込者本人記入欄〉</p>																									
<p>受験申込者（本人） 誓約欄</p> <p>この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">心理 花子</p>	<p style="text-align: center;">1 枚目</p> <p style="text-align: center;">全 1 枚</p> <p>実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。</p>																								